

年 組 番 名 前

学校感染症による登校許可証

【診断名】 _____

上記生徒は、学校で予防すべき感染症に罹患したため、学校保健安全法施行規則に基づき自宅療養を指示しておりましたが、感染症予防上 支障がないと判断致しましたので、登校を許可します。

《出席停止期間》

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

自宅における療養を指示しました。

令和 年 月 日

医療機関名

所在地

担当医師名



大阪府立大冠高等学校長様

※医療機関が発行する「診断書」「意見書」等があれば、この用紙の提出は必要ありません。

【学校感染症による出席停止期間の基準について】 H24. 4. 1付

分類	該当する感染症	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ベスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス)	
鳥インフルエンザ(H5 N1型)		
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(溶連菌感染症等)	